

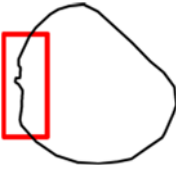
2.利島

凡 例	
①堤	堤防(緩傾斜堤防含む)・防潮堤
②護	護岸(緩傾斜護岸含む)
③突	突堤(ヘッドランド含む)
④離	離岸堤
⑤潜	潜堤・人工リーフ
⑥消	消波堤(消波工を含む)
⑦浜	人工海浜
⑧×	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)

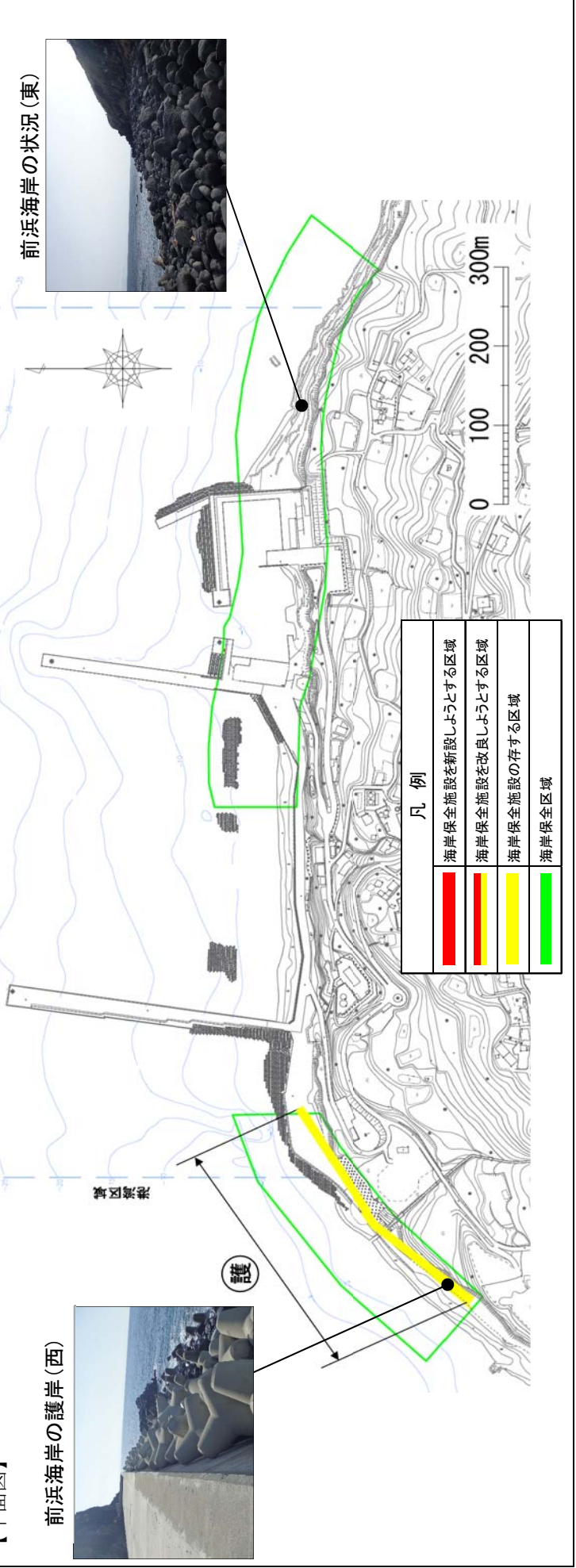
※「海岸保全施設の状況」の施設天端高は、D.L表記である。

区域 番号	島名 (町村名)	海岸管理者	海岸名	海岸の状況	海岸保全施設の状況						受益の地域		維持又は修繕の方法	整備の方針		
					施設の 種類	新設◎ ・ 改良○	規模(現況)			規模(計画)					地域	背後地の 土地利用
							延長等 (m)	天端高 (D.L m)	天端高 (T.P m)	延長等 (m)	天端高 (D.L m)	天端高 (T.P m)				
2.1	利島 (利島村)	東京都 (建設局)	まえばまかいがん 前浜海岸	海岸前面に礫浜が広がっており、背後地にはヘリポートや集落がある。ヘリポート下の崖基部が、侵食しているため、防護対策がとられている。また、護岸は海拔9mであり、背後の民家は海拔30mに位置している。	護岸		160m	10.40	9.43	160m	10.40	9.43	利島村 前浜	原野	長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。変状等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	既存の海岸保全施設により十分な防護がなされており、海岸景観との調和を図り、海岸利用の促進のため整備を検討する。その際に、地域住民との連携を図りながら推進していく。また、長寿命化計画に基づく維持修繕を実施していく。
2.2	利島 (利島村)	東京都 (港湾局)	としまこうかいがん 利島港海岸	利島港は島内唯一の港であり、海上交通の拠点である。利島の北部に位置し、護岸の前面には礫浜が広がっており、背後は切り立った崖である。平成27年度に人工海浜が供用を開始し、海水浴に利用されている。	護岸		387m	10.00	9.03	387m	10.00	9.03	利島村 前浜	原野	長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。変状等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	既存の海岸保全施設により十分な防護がなされており、海岸景観との調和を図り、港湾利用者の利便性に配慮し、海岸利用の促進のため整備を検討する。その際に、地域住民との連携を図りながら推進していく。また、長寿命化計画に基づく維持修繕を実施していく。
			突堤		2基 59m	—	—	2基 59m	—	—		長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。				
			離岸堤		3基 240m	—	—	3基 240m	—	—		長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。				
			人工海浜		95m	—	—	95m	—	—		長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。侵食等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。				

伊豆小笠原諸島沿岸 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項〔利島(利島村)〕

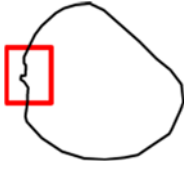
海岸管理者		東京都(建設局)	
海岸名	前浜海岸 <small>まえはまかいがみ</small>	前浜地区	海岸保全施設 の状況
受益の地域	利島村 前浜	背後地の 土地利用	・護岸：160m(天端高+10.40m) [計画：160m(天端高+10.40m)]
海岸の状況	海岸前面に礫浜が広がっており、背後地にはへりポートや集落がある。へりポート下の崖基部が、侵食しているため、防護対策がとられている。また、護岸は海抜9mであり、背後の民家は海抜30mに位置している。		
維持又は修繕の方法	護岸	長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 変状等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	位置図 
整備の方針	既存の海岸保全施設により十分な防護がなされており、海岸景観との調和を図り、海岸利用の促進のため整備を検討する。その際に、地域住民との連携を図りながら推進していく。また、長寿命化計画に基づき維持修繕を実施していく。		

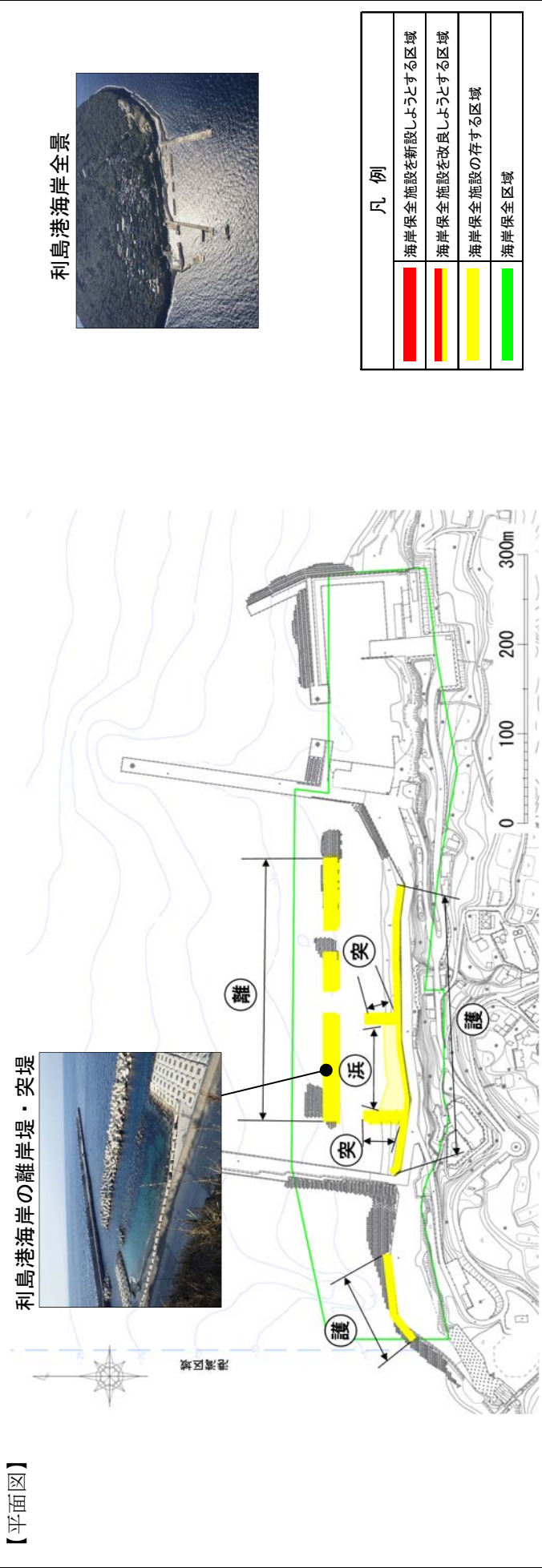
【平面図】



※「海岸保全施設の状況」の施設天端高は、D.L.表記である。

伊豆小笠原諸島沿岸 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項〔利島(利島村)〕

海岸管理者		東京都(港湾局)	
海岸名	としまこうかいがわん 利島港海岸	前浜地区	
受益の地域	利島村 前浜	背後地の 土地利用	原野
海岸の状況	利島港は島内唯一の港であり、海上交通の拠点である。利島の北部に位置し、護岸の前面には礫浜が広がっており、背後は切り立った崖である。平成 27 年度に人工海浜が供用を開始し、海水浴に利用されている。		
維持又は修繕の方法	護岸	長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 変状等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
整備の方針	突堤	長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	離岸堤	長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 侵食等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
整備の方針	既存の海岸保全施設により十分な防護がなされており、海岸景観との調和を図り、港湾利用者の利便性に配慮し、海岸利用の促進のため整備を検討する。その際に、地域住民との連携を図りながら推進していく。また、長寿命化計画に基づく維持修繕を実施していく。		
位置図			



※「海岸保全施設の状況」の施設天端高は、D.L.表記である。